

介護保険負担限度額の認定申請について

この制度の適用を受けるためには、申請が必要です。以下の内容を確認いただき、**対象となると思われる場合、申請してください。**申請し、対象となった場合「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

1 対象となる方 現在、介護保険施設に入居(入院)している方、又はショートステイを利用している方で以下①②の要件を両方とも満たす方

① 所得要件 世帯全員が住民税非課税であること。別世帯の配偶者(事実婚を含む)がいる場合は、配偶者も住民税非課税であること。

② 資産要件 預貯金額等の資産額が下記の金額以下であること。

対象者	利用者負担段階	預貯金等資産要件
・高齢福祉年金受給者 ・生活保護を受給されている方	第1段階	単身 1,000 万円以下 (夫婦 2,000 万円以下)
・本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方	第 2 段階	単身 650 万円以下 (夫婦 1,650 万円以下)
・本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	第 3 段階①	単身 550 万円以下 (夫婦 1,550 万円以下)
・本人の課税年金収入額と合計所得金額と非課税年金収入額の合計が 120 万円超の方	第 3 段階②	単身 500 万円以下 (夫婦 1,500 万円以下)

※食費・居住費が負担軽減されるのは、介護保険施設及び短期入所生活介護事業所のショートステイのみです。

小規模多機能型居宅介護事業所のショートステイ、有料老人ホーム、グループホームはこの制度の対象外です。

2 軽減の内容(1日当たり)

利用者負担段階区分	負担限度額					
	居住費(部屋代)				食費	
	多床室	従来型個室	ユニット型 個室的多床室	ユニット型個室	施設サービス	短期入所 サービス
第1段階	0 円	550 円 (380 円)	550 円	880 円	300 円	
第2段階	430 円	550 円 (480 円)	550 円	880 円	390 円	600 円
第3段階①	430 円	1,370 円 (880 円)	1,370 円	1,370 円	650 円	1,000 円
第3段階②	430 円	1,370 円 (880 円)	1,370 円	1,370 円	1,360 円	1,300 円

参考 負担軽減がない場合の食費・居住費のめやす(基準費用額です。詳細は各施設に確認ください。)

上記の段階以外の方 (課税、資産基準超)	437 円 (915 円)	1,728 円 (1,231 円)	1,728 円	2,066 円	1,445 円	
-------------------------	------------------	----------------------	---------	---------	---------	--

※ 上記表における()内は、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護の場合の金額です。

3 提出場所及び問合せ

南三陸町保健福祉課高齢者福祉係

〒986-0725 南三陸町志津川字沼田14番地3 総合ケアセンター南三陸内 電話 0226-46-3041

4 持参書類

(1) 申請書(同意書を含む)※成年後見人の方が申請される場合は登記事項証明書の写しを添付

(2) 預貯金の通帳等(すべての口座残高が対象)の写し

投資信託・有価証券等がある場合は証券会社や銀行の口座残高の写し

(配偶者についても添付が必要です。)

〈詳細〉

① 銀行名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義人が分かるページ

② 普通預金の口座残高が分かるページ(提出の直近に記帳されたもの。年金振込口座の場合は直近1年の年金振り込みが記帳されたページも付けてください。)

③ 定期預金・定期積金のページ(預金残高の有無にかかわらず、添付が必要です。)

(3) 本人の個人番号(マイナンバー)を確認できる書類(個人番号カード等)

(4) 本人(又は代理人)の本人確認書類等(免許証や障害者手帳等の顔写真入りのものは1点、介護保険証、健康保険証等の写真の無いものは2点準備願います。)

(5) 代理人の方は、委任状又は本人に発行された保険証や認定証をお持ちください。

※参考【資産に含まれる預貯金等の種類】

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手が容易なものは添付を求めます。)
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し
投資信託	信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金(現金)	自己申告